

電力取引監視等委員会
第2回電気料金審査専門会合資料

託送供給等約款申請の概要について

平成27年9月7日（月）

東北電力株式会社

託送供給等約款の認可申請について

1

- 電力システム改革の第2段階として、小売参入の全面自由化を行うとともに、安定供給を確保するための措置、および需要家保護を図るための措置等を実施するため、電気事業法の一部が改正されます。
- これに併せ第2弾改正電気事業法附則第9条第1項において、一般電気事業者は、託送供給等約款を定め経済産業大臣の認可を申請しなければならないとされており、政令において申請の期限が平成27年7月31日と定められているため、今回、当社は託送供給等約款の認可申請を行いました。

<平成27年>	
7月31日	・託送供給等約款の認可申請の期限
8月 3日	・小売電気事業の事前登録の受付開始
～12月末	・託送供給等約款の審査終了 → 託送供給等約款の認可
12月28日	・離島供給約款及び最終保障供給約款の届出の期限
<平成28年>	
1月～	・小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など、事前手続の開始
4月 1日	・小売全面自由化の実施(第2弾改正電気事業法の施行)

- 「託送供給等約款」とは、新電力をはじめとした当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。
- 現行の託送供給約款に、平成28年4月に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会（※）における議論の内容を反映する見直しを行っております。

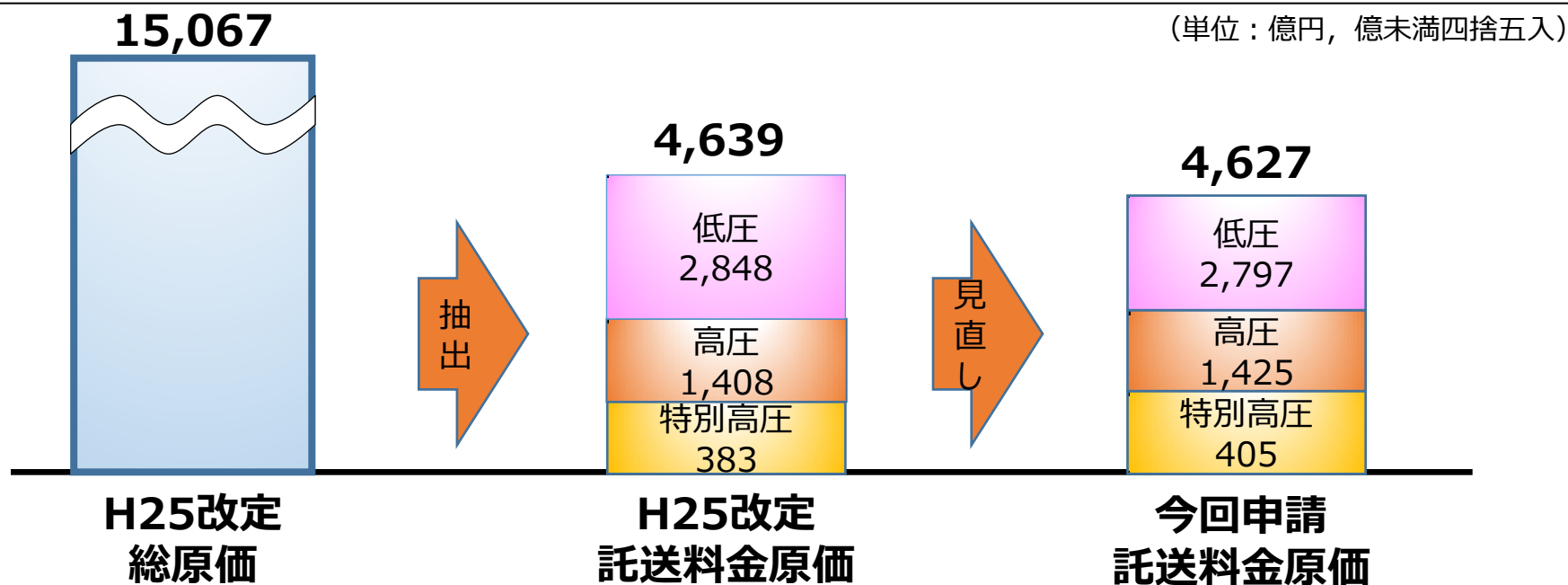
※総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループなど。

項目	内容
1.低圧向け 託送料金の新設	電力小売全面自由化に伴い、低圧で電気の供給を受けるお客さまも自由化範囲の対象となることから、新たに低圧向け託送料金を設定しました。
2.高圧・特別高圧 向けも含めた託送料 金の見直し	託送料金原価における事業報酬率を現行の2.9%から1.9%に引き下げる一方、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコスト、離島供給に係るコストを追加するなどの見直しを行っております。
3.インバランス制度の 見直し	発電事業者がお客さまのご使用状況に合わせて発電できなかった場合等に生ずる電気の過不足を、当社の送配電部門が調整する「インバランス供給」制度について、精算単価に日本卸電力取引所における市場価格を導入するなどの見直しを行いました。
4.託送料金の割引制 度の見直し	お客さまのご使用地域に近い地域に設置した発電設備で託送制度を利用する場合に託送料金を割引く「近接性評価割引制度」について、これまで割引対象外となっていた低圧電源を対象に加えることや、割引対象地域の細分化等の見直しを行いました。

申請した託送供給等約款の料金原価について

- 当社は、東日本大震災以降、原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けており、現在の供給約款料金における総原価の適正性が確認されていることから、第7回制度設計ワーキンググループでの整理のとおり、現在の供給約款料金における総原価をもとに、新たな省令※等に基づき、託送料金原価を特定しました。
- なお、ライセンス制の導入等を踏まえ、以下の5つの項目を反映しております。
 - ①送配電部門に係る事業報酬率の見直し。
 - ②周波数制御等、需給調整にかかる調整力コストの範囲の見直し。
 - ③水力・火力発電所における送配電事業に必要な設備の再整理。
 - ④送配電部門と小売部門が一体で行っている業務を再整理。
 - ⑤離島ユニバーサルサービスの導入により、離島へ供給する場合の増分コストを託送料金原価へ織込み。

※電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等料金の算定に関する省令



※低圧託送単価は、新規設定であり、H25改定託送料金原価の総額及び低圧原価については試算値です。

※端数処理の関係で、合計等が一致しないことがあります（以降のページも同様）。



※ 保留原価：使用済燃料再処理等既費電費、購入・販売電力料、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息

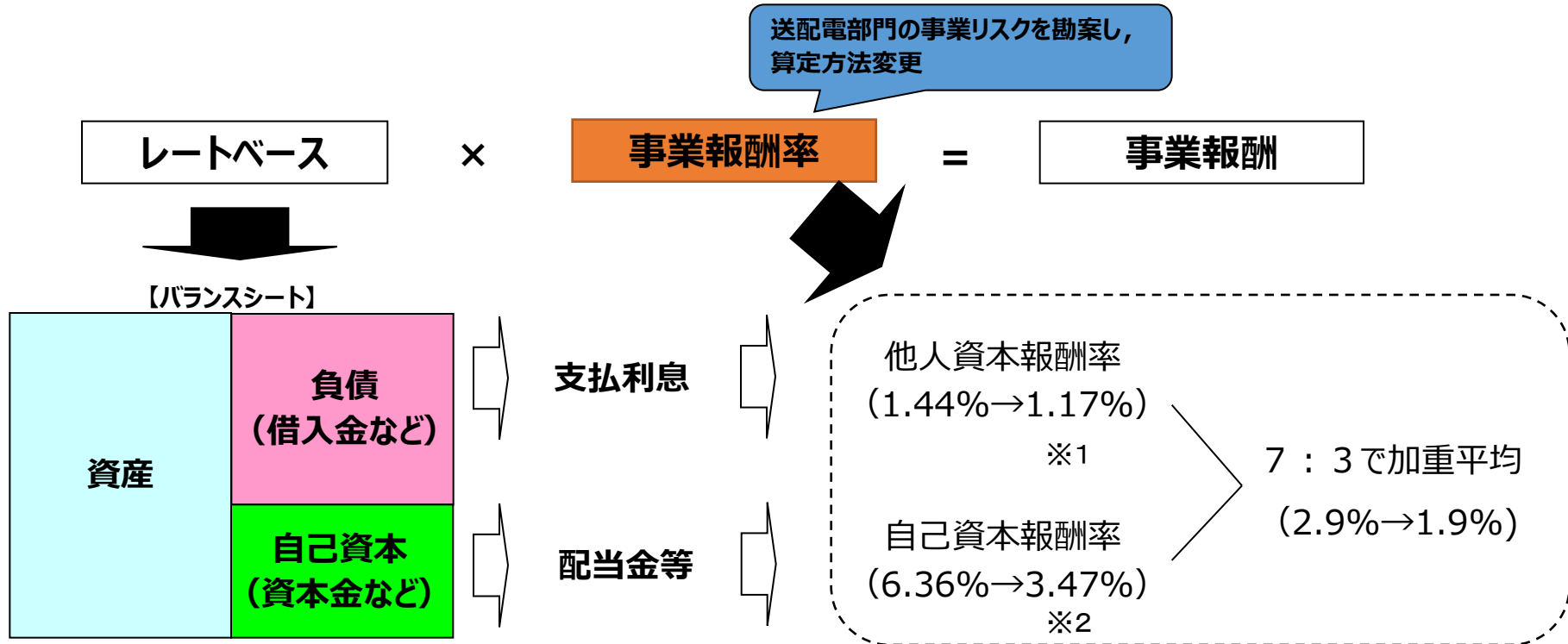
申請した託送料金について

- 新たな省令等に基づき、託送料金原価における事業報酬率を引き下げ一方、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係る費用を追加することなどにより、特別高圧・高圧供給向けの平均単価を、それぞれ、1 kWhあたり2.02円、4.55円に見直すとともに、新たに低圧供給向けの平均単価を9.76円と設定しました。

		特別高圧		高 圧		低 圧		合 計	
		原 価 (億円)	単 価 (円/kWh)	原 価 (億円)	単 価 (円/kWh)	原 価 (億円)	単 価 (円/kWh)	原 価 (億円)	単 価 (円/kWh)
現行託送料金原価		383	1.91	1,408	4.50	2,848	9.94	4,639	5.80
反映項目	[1]事業報酬	▲17	▲0.08	▲61	▲0.20	▲104	▲0.36	▲182	▲0.23
	[2]調整力コスト	24	0.12	43	0.14	39	0.14	106	0.13
	[3]発電・送配電の 設備区分見直し	1	0.00	3	0.01	3	0.01	7	0.01
	[4]営業・配電の 業務区分見直し	2	0.01	10	0.03	▲11	▲0.04	1	0.00
	[5]離島ユニバーサル サービス	11	0.06	22	0.07	21	0.07	54	0.07
	合 計	22	0.11	17	0.05	▲51	▲0.18	▲13	▲0.02
再配分後 託送料金原価		405	2.02	1,425	4.55	2,797	9.76	4,627	5.78
流通対応需要		201億kWh		313億kWh		287億kWh		800億kWh	

※低圧託送単価について、現行の託送単価および各反映項目の影響額は、試算値です。

- 新たな省令等に基づき、一般送配電事業等に係る事業報酬率を再算定した結果、現行の2.9%から1.9%に変更し、今回再算定した託送料金原価に反映しました。



※1 公社債利回り0.86% + 電力リスクプレミアム0.31%
[H22～H26年度平均] [H18～H22年度平均(震災前5年)]

※2 下表により算定。β値は、個別株式の株式市場全体に対する相対的なリスクを表す相関係数で、料金上は、自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率の比率に適用いたします。

	ウェイト	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
公社債利回り	59%	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	－
自己資本利益率	41% (β値)	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35	－
自己資本報酬率		4.46	2.84	2.79	3.55	3.05	3.33	4.25	3.47

- 電力システム改革の議論や新たな省令等に基づき、一般送配電事業に必要な調整力コストとして、周波数制御・需給バランス調整およびブラックスタートに係る費用を発電費から特定し、託送料金原価に反映しました。

【一般送配電事業者が発電事業者から機能の提供を受ける業務】

	業務
周波数制御・ 需給バランス調整	- 瞬時の需給変動に伴う周波数変動に対する調整力を確保し、周波数を一定範囲に制御 - 電源トラブルや需要増加（減少）に応じた発電機の出力調整
その他	管轄エリアの信頼度を維持するために行う業務 潮流調整，系統保安ポンプ，電圧調整，ブラックスタート，（系統安定化装置）

【調整力コストの託送料金原価への織込み】

	現行託送料金原価	再配分原価
周波数制御・ 需給バランス調整	周波数調整機能を有する水力・火力設備の固定費×出力調整幅相当（最大需要の5%）	- 周波数調整機能等を有する水力・火力設備の固定費×出力調整幅相当（最大需要の7%） - 調整力の供出を求めることで生じる発電計画の調整による部分負荷運転等に伴う増分費用（燃料費）
その他	潮流調整	織込みなし
	電圧調整	織込みなし
	系統保安ポンプ	織込みなし
	ブラックスタート	織込みなし

調整力コストの託送料金原価織込額

■ 今回再算定した託送料金原価における，調整力コストの織込額については，以下のとおりです。

【調整力コストの託送料金原価への織込み】

(単位：億円，円/kWh)

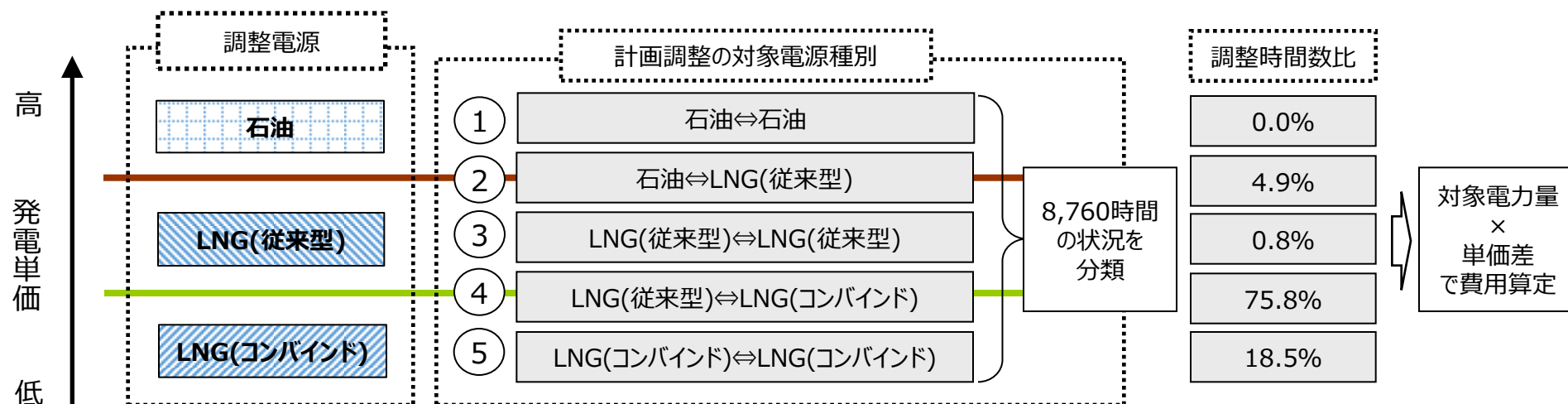
			影響	
			原価[3] = [2] - [1]	単価 = 原価[3] / 800億kWh
周波数制御・需給バランス調整				
A 固定費			103	142
B 部分負荷運転等に伴う増分費用			—	67
その他				
C 潮流調整，電圧調整，揚水ポンプアップ			—	—
D ブラックスタート			—	0
計			103	209
			106	0.13

※数値はH25～27年度平均。

部分負荷運転等に伴う増分費用の算定

- 調整力確保のため、発電計画を調整することで生じる部分負荷運転等に伴う増分費用について、新たに託送料金原価に反映しました。
- 具体的には、発電実績に基づき、発電計画の調整対象となる電源種別（下記①～⑤）ごとに、計画調整の対象時間を判定し、その対象時間に対して各時間で調整した電力量に、計画調整を行った燃種間の単価差を乗じて算定した費用を、部分負荷運転等に伴う増分費用として託送料金原価に反映しました。

【計画調整対象電源の分類のイメージ】



■ 当社の計画調整対象電源，対象時間および増分費用の単価については，以下のとおりです。

No.	計画調整の 対象電源種別	対象時間の 判定条件	増分費用の単価
①	石油⇔石油	LNGフル & 石油部分負荷	ユニット別の石油単価差 (高値平均と安値平均の差)
②	石油⇔LNG(従来型)	石油部分負荷 & LNG(従来型) 部分負荷	LNG(従来型)と石油の平均単価差
③	LNG(従来型) ⇔LNG(従来型)	LNG(コンバインド)フル & LNG(従来型)部分負荷	ユニット別のLNG(従来型)の単価差 (高値平均と安値平均の差)
④	LNG(従来型) ⇔LNG(コンバインド)	LNG(コンバインド)部分負荷 & LNG(従来型)部分負荷	LNG(従来型)とLNG(コンバインド)の 平均単価差
⑤	LNG(コンバインド) ⇔LNG(コンバインド)	LNG(コンバインド)部分負荷	ユニット別のLNG(コンバインド)の単価差 (高値平均と安値平均の差)

部分負荷運転等に伴う増分費用の小売・ネットワーク(NW)の仕分け

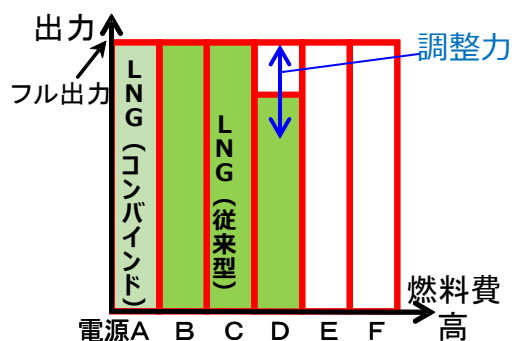
- 日々の需給運用においては、小売事業者が発電事業者から確保している上げ余力を、NWがエリアの調整力として利用できる断面があります。
- このため、NWによる調整力確保のための持替は、小売の上げ余力を利用することで、年度トータルでは概ね半量になることを踏まえ、増分費用算定において調整電力量に対し1/2の比率を乗じております。

【NWによる調整の仕分け】

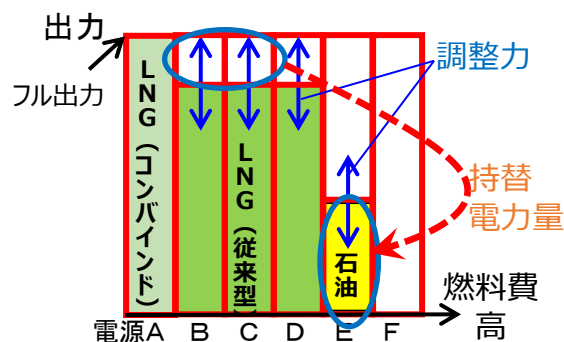
NWによる周波数制御等のためには、予め調整に必要となる調整力を確保するため、出力調整の上げ代を複数の電源に分散させることになります。このため、小売のメリットオーダーの計画から、NWが部分負荷運転とする発電機を増やすことにより、結果として最経済運転と比較して増分費用が発生します。

NWによる調整力確保のための持替費用については、需要カーブや電源の稼働状況に応じて日々変化することから、過去の実績により持替となった電源を特定し、NWによる調整分を仕分けております。

[メリットオーダーの発電計画]



[調整力確保のために調整した発電計画(実績)]



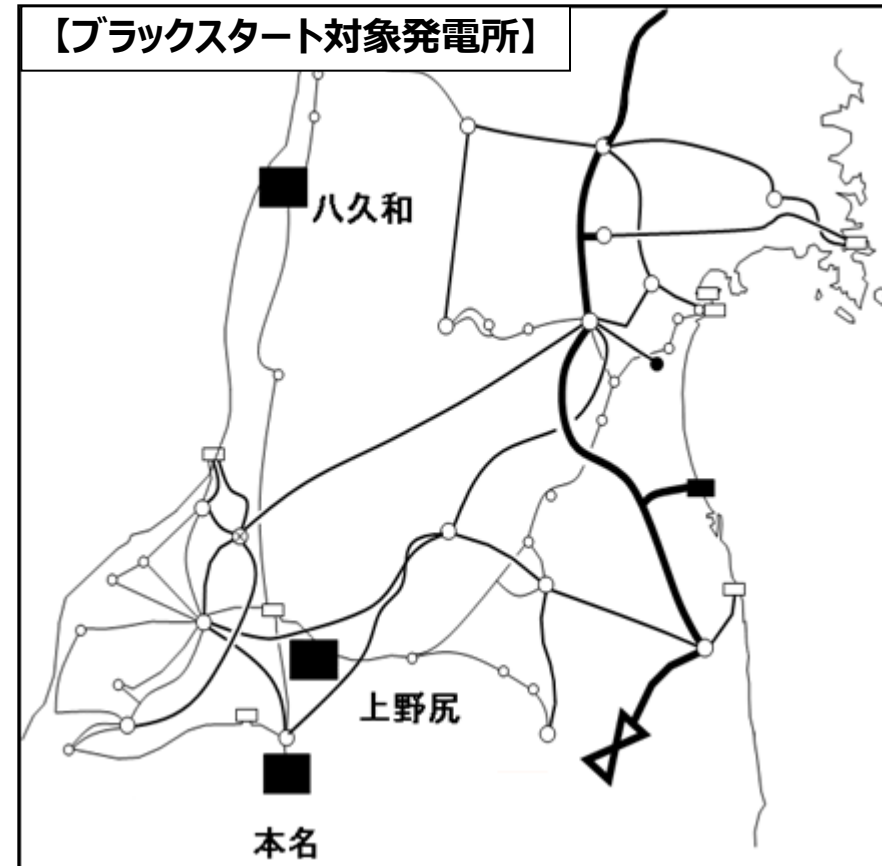
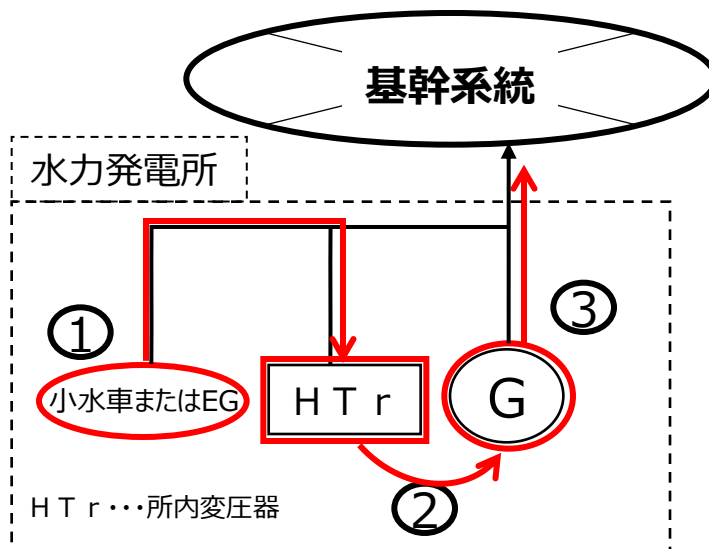
実績とメリットオーダーの差異(持替電力量)を集計することで、NWによる調整の仕分けが可能

計画調整
(増分費用発生)

- 広域的な停電発生時に外部電源を必要とせず発電することができ、早期に停電を解消する機能を有する発電所における、当該機能のために必要な減価償却費・事業報酬および点検費用等を算定しております。

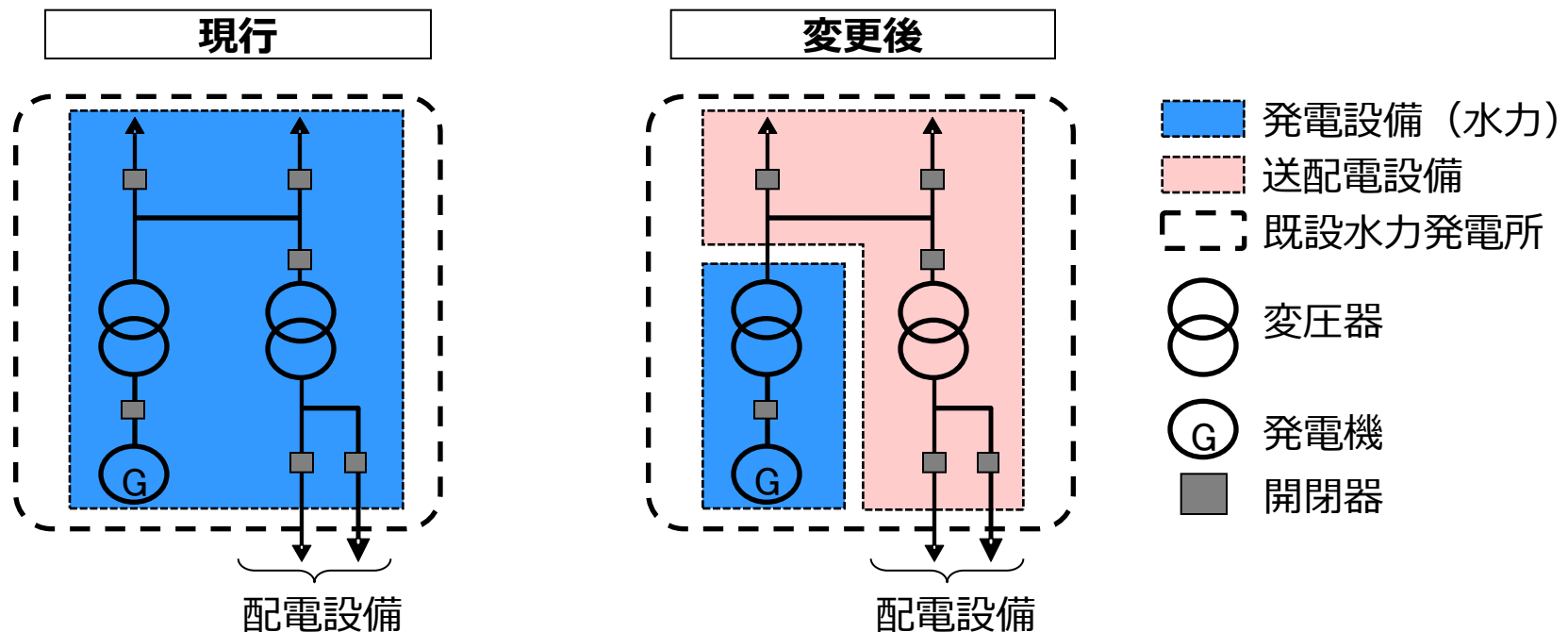
＜ブラックスタートの手順イメージ＞

- ① 全停電時に小水車または非常用発電機（E G）を起動させ、発電機（G）の起動に必要な電源を供給
- ② 発電機（G）を起動
- ③ 線路を充電し、系統の停電を順次解消



- 現在発電資産に整理されている発電所の設備のうち、発電設備の機能を無くした場合においても、直配等の託送供給に必要となる設備を送配電設備とみなし、それに係る減価償却費・事業報酬を託送料金原価に反映しました。
- 該当設備が存在する対象の発電所としては、水力発電所 1 2 4 箇所、火力発電所 3 箇所、地熱発電所 4 箇所です。

【発電・送配電の設備区分見直しのイメージ】



営業・配電の業務区分見直し（１）

- 現状、営業所などにおいて、営業部門（小売）と配電部門（NW）が一体で行っている業務について、平成28年4月以降ライセンス制が導入されることを見据え、小売とNWの業務区分を業務量調査に基づき見直し、託送料金原価に反映しました。

【現行の料金原価の整理】

■ …小売
□ …NW

【今回申請した託送料金原価の整理】

【単価影響】

営業所等の業務

契約受付

工程管理, 工事受付,
契約審査 等

契約異動にともなう
出向・調査

竣工調査, 契約調査等

契約管理

廃止中使用調査,
契約使用期間管理等

停電周知

停電周知・停電割引判定等

電話受付

停電等問合せ, 引越等,
電気料金問合せ等

検針

指示数確認
検針票投函

集金

電気料金収納・督促・
供給停止

調定

電気料金計算

営業所等の業務

工程
管理

工事受付,
契約審査 等

竣工調査, 契約調査等

廃止中
使用調査

契約使用
期間管理等

停電周知・停電割引判定等

停電等
問合せ

引越等

電気料金
問合せ等

指示数確認

検針票
投函

供給
停止

電気料金収納・督促

電気料金計算

合計
0.00円/ k Wh

+ 0.05円/ k Wh

+ 0.04円/ k Wh

+ 0.01円/ k Wh

+ 0.04円/ k Wh

+ 0.02円/ k Wh

▲ 0.03円/ k Wh

▲ 0.12円/ k Wh

▲ 0.01円/ k Wh

※本店・支店についても、サポートしている部門の業務量調査に基づき、NW/小売に整理しております。

- 営業所等における一部の業務（「契約受付」、「契約異動にともなう出向・調査」、「電話受付」）については、当該業務を構成する個別の業務内訳ごとに小売／NWに係る業務があることから、以下のとおり小売／NWを区分しました。

営業所等の業務

業務	業務の主な内訳	小売／NWの区分	
		小売に係る主な業務	NWに係る主な業務
契約受付	工程管理	－	電気使用申込みに係る工事日程の調整等
	工事受付	電気使用申込みの受付および申込み内容の審査等 （お客さま設備の変更など、当社設備の工事を必要としない申込みに係るもの）	電気使用申込みの受付および申込み内容の審査等 （計器の取替えなど、当社設備の工事を必要とする申込みに係るもの）
		電気使用申込みににおける、契約内容に係る事前相談等	電気使用申込みににおける、電気工事関係の事前相談等
	契約審査	当社の電気の売買に係る契約書の作成等	再エネ設備の系統連系に係る契約書の締結等
契約異動にともなう 出向・調査	竣工調査	－	電気工事完了後に行なう調査用書類の準備、配電部門への調査依頼等
	契約調査	当社社員による現地調査 （契約内容に係る現地確認等）	当社社員による現地調査 （電柱番号や計器番号の確認等）
電話受付	停電等問合せ・ 引越等・ 電気料金問合せ等	・引越等に係る問合せ （転居にともなう名義や支払い方法の変更など 契約内容に係るもの） ・電気料金の支払い等に係る問合せ	・引越等に係る問合せ （入居にともなう電気の接続など当社設備に係るもの） ・停電等に係る問合せ

■平成28年4月以降、一般送配電事業者は離島への供給義務が課せられることに伴い、エリア内の他の地域と遜色のない料金水準で離島（佐渡島、粟島、飛島）への電気の供給を行うため、離島供給に係る費用から離島に係る料金収入を差し引いた離島ユニバーサルサービス（US）に係るコストを算定したうえで、託送料金原価に反映しました。

【離島USに係るコストの託送料金原価への織込み】

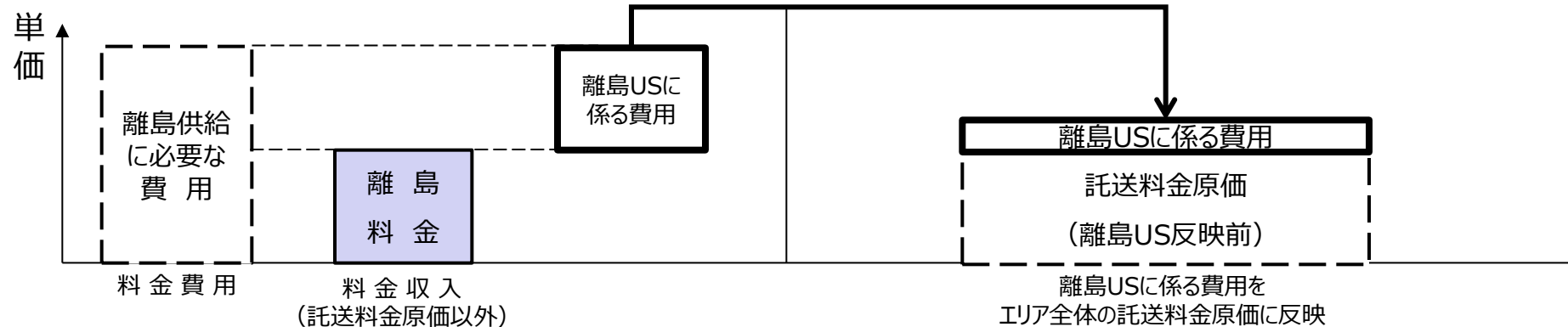
（単位：億円、円/kWh）

		前回[1]	今回[2]	影響	
				原価[3]=[2]-[1]	単価 =原価[3]/800億kWh
離島供給費	A	—	98	98	0.12
離島に係る料金収入	B	—	44	44	0.05
計	A - B	—	54	54	0.07

【離島USに係るコストの原価算入イメージ】

【離島】

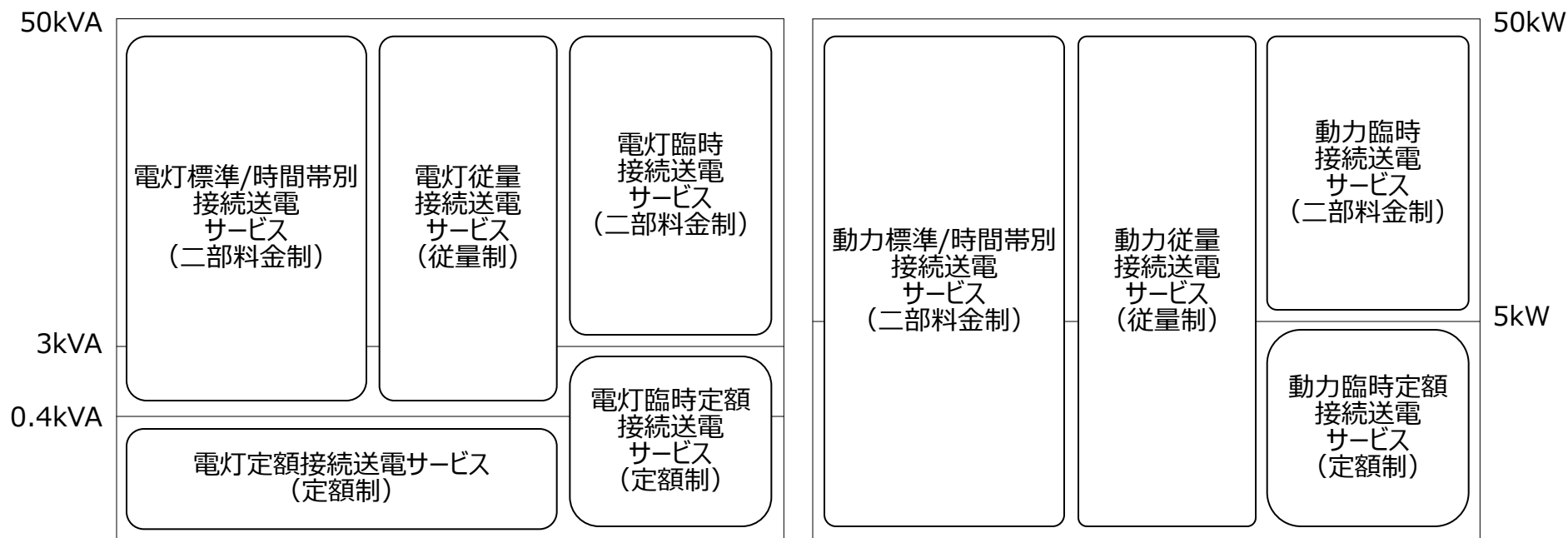
【託送料金原価】



- 小売全面自由化に伴い、低圧の託送料金を新たに設定いたしました。
- 低圧託送料金メニューについては、現行の供給約款料金との整合性を確保するとの基本的考え方を踏まえ、下表のとおり、設定しております。
- 契約高の決定方法については、電流制限器（SB＝サービスブレーカー）の定格電流に基づき契約電流を決定するSB契約（電灯に限る）、契約主開閉器の容量に基づき契約容量または契約電力を決定する主開閉器契約に加えて、スマートメーターの導入を踏まえ、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定し、SB契約（電灯に限る）・主開閉器契約・実量契約の選択制といたしました。

【 電 灯 】

【 動 力 】



新たに設定した低圧託送供給料金（１）

18

■ 今回、新たに設定いたしました低圧託送料金は次のとおりとなります。

○低圧 接続送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価	
				新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	38.55	—
		10Wをこえ20Wまで	1灯	77.10	—
		20Wをこえ40Wまで	1灯	154.20	—
		40Wをこえ60Wまで	1灯	231.29	—
		60Wをこえ100Wまで	1灯	385.50	—
		100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	385.50	—
	小型 機器 料金	50VAまで	1機器	115.14	—
		50VAをこえ100VAまで	1機器	230.29	—
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	230.29	—
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	172.80	—
		SB契約・主開閉器契約	1kVA	124.20	—
		SB契約： 5アンペア	1契約	62.10	—
		SB契約： 15アンペア	1契約	186.30	—
	電力量料金		1kWh	8.82	—
電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	172.80	—
		SB契約・主開閉器契約	1kVA	124.20	—
		SB契約： 5アンペア	1契約	62.10	—
		SB契約： 15アンペア	1契約	186.30	—
	電力量料金	昼間	1kWh	10.07	—
		夜間	1kWh	7.05	—
電灯従量接続送電サービス			1kWh	11.65	—

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

新たに設定した低圧託送供給料金（２）

19

○低圧 接続送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価	
				新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
動力標準 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	577.80	－
		主開閉器契約	1kW	421.20	－
	電力量料金		1kWh	8.78	－
動力時間帯別 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	577.80	－
		主開閉器契約	1kW	421.20	－
	電力量料金	昼間	1kWh	10.05	－
		夜間	1kWh	7.05	－
動力従量接続送電サービス			1kWh	18.25	－

○低圧 臨時接続送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別		単 位	料 金 単 価	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで	1日につき	3.41	—
	50VAをこえ100VAまで		6.84	—
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		6.84	—
	500VAをこえ 1 kVAまで		68.35	—
	1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに		68.35	—
電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービスの料 金率を10%割り増ししたもの	—
	電力量料金	1kWh		
動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日につき	123.21	—
動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービスの料 金率を20%割り増ししたもの	—
	電力量料金	1kWh		

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

高圧・特別高圧の託送供給料金（１）

20

■ 高圧・特別高圧の託送料金は次のとおり見直しております。

○高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価	
				新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	685.80	675.00
	電力量料金		1kWh	2.68	2.64
高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	685.80	675.00
	電力量料金	昼間	1kWh	3.02	2.96
		夜間	1kWh	2.22	2.18
高圧従量接続送電サービス			1kWh	13.92	13.71
ピークシフト割引			1kW	582.12	573.48
特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	469.80	421.20
	電力量料金		1kWh	1.37	1.31
特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	469.80	421.20
	電力量料金	昼間	1kWh	1.50	1.44
		夜間	1kWh	1.18	1.13
特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	9.07	8.21
ピークシフト割引			1kW	398.52	358.56

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別		単 位	料 金 単 価	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金 率を20%割り増したもの	—
	電力量料金	1kWh		
特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割り増したもの	—
	電力量料金	1kWh		

○高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

（単位：円）

契 約 種 別		単 位	料 金 単 価	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1kW	81.00	77.76
	予備送電サービスB	1kW	102.60	98.28
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	70.20	69.12
	予備送電サービスB	1kW	100.44	98.28

※ 実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

(参考) 低圧小売料金における託送料金の水準

○当社モデルケースにおける電気料金と託送料金との比較

	1ヶ月の 使用電力量	電気料金 お支払額	託送料金 相当額
従量電灯B (契約電流：30A)	280kWh	7,582円 (442円)	2,842円
従量電灯C (契約容量：13kVA)	1,100kWh	35,615円 (1,738円)	11,316円
時間帯別電灯A (契約容量：6kVA)	640kWh	16,592円 (1,011円)	6,063円
低圧高稼動契約 (契約電力：43kW)	9,300kWh	232,513円 (14,694円)	92,860円
低圧電力 (契約電力：6kW)	350kWh	12,612円 (553円)	5,600円

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含まず、平成27年5月以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金（再掲）を含みます。託送料金相当額には、離島ユニバーサルサービス調整額を含みません。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※低圧高稼動契約および低圧電力の電気料金お支払額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動し、託送料金相当額は、離島ユニバーサルサービス調整額により変動します。

※使用量の内訳は、時間帯別電灯Aは昼間時間385kWh・夜間時間255kWh。

※低圧高稼動契約の託送料金相当額の内訳は、電灯52,196円（24kW，5,580kWh），動力40,664円（19kW，3,720kWh）。

※託送料金相当額の算定においては、上記の使用量内訳等を基に算定しています。

- 従来の近接性評価割引制度では、近接性評価地域（現行は山形県が対象）で発電された電気を接続供給に利用される場合に、潮流改善効果が見込まれることから、当該発電分について、一般電気事業者が発電した電気に係るロス相当と評価（潮流改善による送電ロス低減効果を、主たる供給力である火力発電の燃料費節減分を割引額として算定）し、特別高圧および高圧の電源について割引を行っておりました。
- 今回の認可申請では、以下の通り事業者設定基準を届け出て、制度設計ワーキンググループにおける議論の内容を踏まえ、低圧電源を対象に含めるとともに、近接性評価地域（割引対象地域）・割引単価について、きめ細やかな設定を行いました。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
〔第２５条第３項関係〕

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第２５条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

３．供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

市町村ごとに当該市町村の発電電力量および需要電力量等から潮流状況を改善すると評価できる地域を設定し、発電設備が、当該潮流を改善すると評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に算定した割引額を、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くものとする。

なお、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。

（１）近接性評価地域

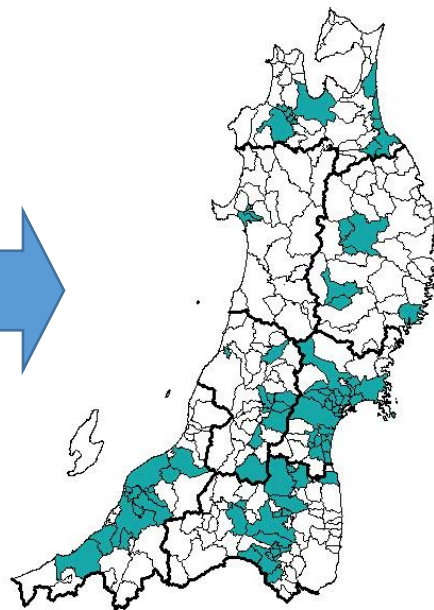
■ 近接性評価地域につきましては、以下の考え方にもとづき設定いたしました。

- ・細やかな評価を行うため、設定単位を行政区分の最小単位である「市町村」に細分化（従来は県単位で設定）
- ・電源不足地域を対象とすべく、市町村単位で「需要量（kWh）」と「発電量（kWh）」とを比較し、需要量が発電量を上回る市町村を抽出
- ・上記のうち、潮流改善効果が高いと見込まれる地域として、当該市町村の需要密度（需要量/面積）について、供給エリア全体の需要密度を上回る市町村を近接性評価地域として設定

【従来の評価エリア】



【今回設定したエリア】



◆見直し後の評価地域

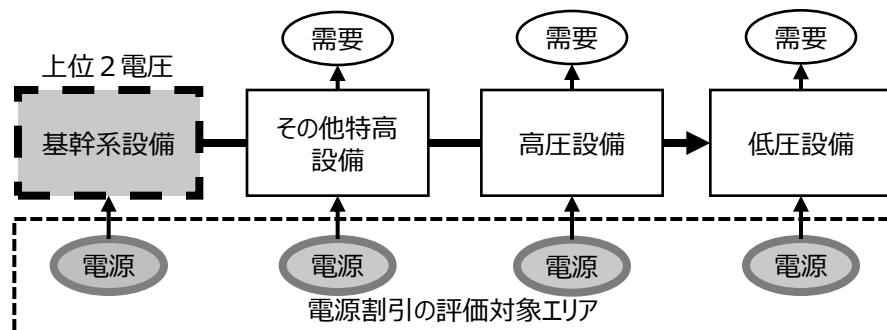
- （青森県）青森市、弘前市、八戸市、三沢市、南津軽郡藤崎町、同郡田舎館村、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、上北郡六ヶ所村、同郡おいらせ町
- （岩手県）盛岡市、大船渡市、北上市、滝沢市、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町
- （秋田県）潟上市、南秋田郡八郎潟町、同郡井川町
- （宮城県）仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、遠田郡涌谷町、同郡美里町
- （山形県）山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、天童市、東根市、南陽市、東村山郡中山町、西村山郡河北町、東田川郡三川町
- （福島県）福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、岩瀬郡鏡石町、耶麻郡磐梯町、河沼郡湯川村、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡玉川村、田村郡三春町
- （新潟県）新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、上越市、阿賀野市、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、刈羽郡刈羽村

（2）割引単価

- 割引単価につきましては、近接性評価地域で発電された電気を接続供給に利用される場合の「投資抑制効果」および「ロス低減効果」をそれぞれ評価することとし、以下の考え方にもとづき設定いたしました。
- なお、近接性評価割引は「近接性評価地域で発電された電気を、自ら調達し接続供給に利用する意思を持つ系統利用者に対する割引」と考えておりますが、転売による電気の調達や取引所取引のうち匿名取引による電気の調達分については、「自ら調達し接続供給に利用する意思を持つ」とは言い難いことから、割引対象外といたしました。

【投資抑制に係る評価】

近接性評価地域で発電された電気を接続供給に利用される場合、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることを評価し、減価償却費等を割引いたします。

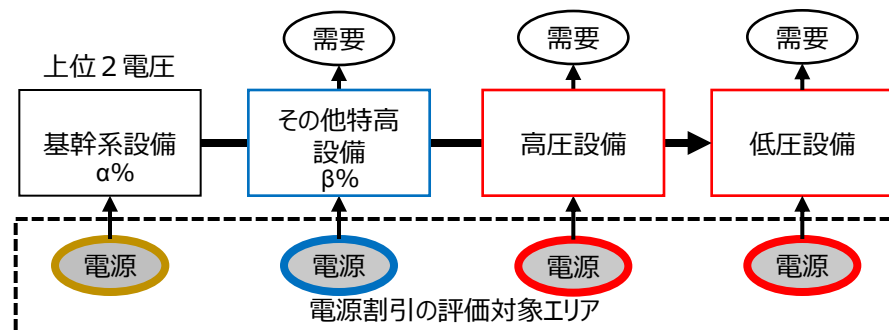


・基幹系統以外に連系する電源→基幹系統に係る減価償却費等相当をkW価値で補正し割引

・基幹系統に連系する電源は、特高に連系する電源の1／2評価として設定

【ロスに係る評価】

近接性評価地域で発電された電気を接続供給に利用される場合、基幹系統を通じて需要者に電気を届けるまでの追加的に発電を求めているロス分について不要とみなし、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割引いたします。



- ・特高電源→α%のロス率を割引（基幹系統に接続している電源を除く）
- ・低高圧電源→潮流上は低高圧設備を区分できないため、低高圧電源ともに、 $(\alpha + \beta)$ %のロス率を割引

	単 位	割 引 単 価 単位：(円)	
		新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1 kWh	0.55	高圧 特別高圧 0.21
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合	1 kWh	0.44	
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1 kWh	0.23	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

- 低圧・高圧または特別高圧に接続する電源については、基幹系統全体に係る投資抑制効果および上位系統全体に係るロス低減効果を評価しております。一方、基幹系統に接続する電源については、基幹系統内の投資抑制効果とロス低減効果を評価しております。
- 基幹系統内における投資抑制効果とロス低減効果は、電源の接続地点により変動いたします。そこで、基幹系統に接続しうるすべての地点における均等な電源の接続可能性を前提とし、両効果について評価することといたしました。
- 具体的には、基幹系統全体における投資抑制効果とロス低減効果について、最大効果（100%に近い評価）と最小効果（0%に近い評価）の平均として評価し、割引単価を算定いたしました。
(= 「基幹系統全体に係る投資抑制効果およびロス低減効果を評価する特別高圧単価」 × 1 / 2)

同一の近接性評価地域内



電源の接続地点により、投資抑制効果とロス低減効果は変動いたします。